3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成20年２月頃から平成27年３月25日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
塚本祥央らが、「アクセス」等の貸金業者名で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑶を参照）
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している貸金業者名等
ア　使用した貸金業者名
アクセス、アサヒ、あさひ信販、キャリア、ステップ、セントラル、タカラ、トップジャパン、ヘイワ、リーフ、ワイド
イ　借受人との通話に使用した電話番号
0120―040―604、0120―181―656、0120―224―060、0120―645―345、080―4043―8454、080―4046―9993、080―4047―9994、080―4049―2066、090―1303―7945、090―1380―9844、090―2879―7375、090―9432―7860
⑵　検察官が既に把握している利息等を受領した銀行口座（五十音順）
銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載、括弧内は旧支店名及び口座番号
北洋銀行あいの里支店　長谷川妙子　0088138
北洋銀行北郷支店　大井　直美　0631919
北洋銀行北五条通支店　石川　忍　3232232
北洋銀行北七条支店　越智恵智子　3180876
北洋銀行北七条支店　山口　款　3933777
北洋銀行北二十四条支店　高山　豪　4137833
北洋銀行北二十四条支店　平　弘行　4137981
北洋銀行札幌駅南口支店　米田　雅子　4286702　（北二条支店　0701496）
北洋銀行札幌駅南口支店　小杉　明美　3005254
北洋銀行札幌駅南口支店　藤田　千春　3992182
北洋銀行札幌駅南口支店　田中　葉子　3565624
北洋銀行栄町支店　田中　久永　3458033
北洋銀行祝梅支店　中林　雅弘　0295103
北洋銀行白石中央支店　民　敏夫（別口）3800850　（東白石支店　0455281）
北洋銀行白石本郷支店　藤畑　真代　0608606
北洋銀行新川中央支店　山本　好美　3244846
北洋銀行新発寒支店　北村　健一　3243598
北洋銀行すすきの支店　村井　款　0976462
北洋銀行月寒中央支店　荒井　雅博　3869330　（月寒通支店　0329860）
北洋銀行月寒中央支店　吉田　好子　3724820
北洋銀行豊平支店　新岡　俊美　1350376
北洋銀行南郷通支店　木村　圭子　3409571
北洋銀行南郷通支店　吉田　好子　3825699　（地下鉄白石支店　0463692）
北洋銀行南郷通支店　乾　信　3675514
北洋銀行野幌中央支店　中川　健一　3946174
北洋銀行東月寒支店　堀内　晴美　0378945
北洋銀行平岡公園支店　渡会　亮介　0056434
北洋銀行平岸中央支店　佐々木友明　3433762
北洋銀行平岸中央支店　工藤　彰久　3719224
北洋銀行伏古支店　白山真奈美　3161602
北洋銀行本店営業部　荘司　康弘　2349412
北洋銀行本店営業部　寺澤　康宏　6494839
北洋銀行藻岩支店　小林　款　3898239
北洋銀行元町支店　佐々木　乃　0080820
北海道銀行千歳支店　根本　英治　0965507
北海道銀行本店営業部　加藤　彰久　3042299
北海道銀行美香保支店　米山　稔　1041216
北海道銀行南一条支店　佐々木　乃　0835970
北海道銀行恵み野出張所　成田　淳　0363334
みずほ銀行千葉支店　副島　春幸　1637402
⑶　主な犯行態様
○　前記⑴記載の業者名、フリーダイヤル等を記載したダイレクトメールを郵送して貸付の勧誘を行う。
○　前記ダイレクトメールに応じて貸付の申込みをしてきた者に対し、氏名、連絡先などを聞いた上、融資の審査をするとして一旦電話を切る。
○　貸付の話し合い等は、ダイレクトメール記載の番号とは別の電話番号を使用する。
○　貸付は、借受人の預貯金口座に振込入金する方法で行う。
○　返済予定日前日に電話をかけさせ、返済金の振込口座を指定する。
○　貸付期間は原則として15日間とし、貸金の返済は、被告人が管理する預金口座に振込入金させる方法により利息及び元本を受領する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金178万5,030円
6　支給申請期間　平成28年９月５日から平成28年11月４日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　札幌地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成28年２月26日
⑶　確定年月日　平成28年３月９日
⑷　被告人の氏名又は名称　塚本　祥央
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、貸金業法第３条第１項の登録を受けないで貸金業を営み、業として多数人に対して金銭の貸付けを行うに当たり、貸付けの元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成23年１月４日から平成27年３月25日までの間、6304回にわたり、借受人らに、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計２億2,998万8,070円を、被告人が管理する札幌市東区北41条東15丁目２番７号株式会社北洋銀行栄町支店に開設された田中久永名義の普通預金口座等７口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第３合同庁舎
札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　011―261―6001
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。